

平成25年度

山形の家づくり 利子補給制度



住宅の新築をお考えの方へ

省エネや地球温暖化対策を考えている方へ

地元の木で住宅を新築したい方へ

山形県では、住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、耐久性・耐雪性のある、県産木材を使用した省エネルギー住宅の建設を応援しています。

住宅ローンの返済当初の3年、5年または10年の間、本来の金利より1.0%あるいは0.5%低い金利で、ローンの契約をすることができます。

例 金利2.5%、35年返済、5年固定金利で2,500万円のローンの場合は、当初5年間は利子の1.0%を県が負担します。
▶ 当初5年間は金利1.5%のローン契約となり、5年間で金利負担が約118万円少なくなります。

● 利子補給の申し込みができる方 (次の要件の全てに該当することが必要です。)

- (1) 県内に自ら居住するための住宅を新築する方
(利子補給の申し込みは、1住宅につき1人、1ローン契約に限ります。)
- (2) 返済が確実にできる方 (融資は各取扱金融機関の基準により決定されます。)
- (3) 期限内に住宅ローンの契約ができる方

契約締結期限：平成26年3月31日

● 提出用紙の配布及び申し込み窓口

受付	村山総合支庁 (建設部建築課) 〒990-2492山形市鉄砲町2-19-68 ☎023-621-8287
	最上総合支庁 (建設部建築課) 〒996-0002新庄市金沢字大道上2034 ☎0233-29-1420
	置賜総合支庁 (建設部建築課) 〒992-0012米沢市金池7-1-50 ☎0238-26-6090
	庄内総合支庁 (建設部建築課) 〒997-1392三川町大字横山字柚東19-1 ☎0235-66-5642

※1 県ホームページ「山形の家づくり利子補給制度」でも、各種書類をダウンロードできます。
※2 各種書類は郵送でも受け付けます。

● 注意事項

この利子補給は、利子補給対象者に直接支払う方式ではありません。
(住宅ローンの利子を低減した金融機関に支払われます。)

● 利子補給制度の取扱金融機関

(株)山形銀行、(株)庄内銀行、(株)さらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合、県内各農業協同組合

※3 金利、返済方法、担保、保証人、保証料等は、融資の取扱金融機関の基準によります。
詳しくは金融機関にお問い合わせください。

● お問い合わせ先

▶ 「やまがたの木」認証制度のお問い合わせ先

やまがた県産木材利用センター

〒990-2473 山形市松栄1-5-41 木材産業協同組合内
TEL: 023-674-7672 FAX: 023-646-8699
E-Mail: riyou-s@yamagata-e-ie.jp
● 営業時間: AM9:00~PM5:00 (土・日・祝日は除く。)



▶ 「山形の家づくり利子補給」のお問い合わせ先

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり担当

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL: 023-630-2154 (直通) FAX: 023-630-2639

● その他

県では、「長期優良住宅」の建設を推進しています!

● 「長期優良住宅」制度の紹介

住宅ローン減税の割増しや固定資産税の軽減措置の延長などの優遇措置がある「長期優良住宅」も併せてご検討ください。

	住宅ローン減税 最大控除額/年	固定資産税 1/2軽減	不動産取得税 控除額	登録免許税税率 保存登記
長期優良住宅	30万円	5年間	1,300万円	0.10%
一般住宅	20万円	3年間	1,200万円	0.15%

などの優遇措置

長期優良住宅とは…

構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び一定の維持保全計画を策定して、所管行政庁に申請し、認定を受ける制度

お問い合わせ先 ▶ 各総合支庁建設部建築課

補助金や融資などの支援制度は、山形県住宅情報総合サイト『タテッカーナ』のホームページでご確認いただけます。市町村ごとに住宅支援制度を検索することもできます。

詳しくは <http://tatekana.pref.yamagata.jp/> にアクセス

▶ または で



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

● 利子補給の内容

① 対象住宅ローン

住宅の建設工事費（土地購入費等を除く。）を対象とする、融資額**2,500万円**以内で返済期間が**35年以内**の、固定金利が3年・5年・10年の住宅ローンまたはフラット35（S）

※変動金利のローン、1年固定金利のローン、返済期間50年のローン、返済据置期間が設定されたローン等は利子補給の対象となりません。

② 利子補給の方法

一定の期間、金融機関の設定した年利率から利子補給利率が差し引かれます。その期間と率は次のとおりです。

住宅ローンの種類	利子補給期間	利子補給率
3年固定金利のローン	3年	1.0%
5年固定金利のローン	5年	1.0%
10年固定金利のローン	10年	0.5%
フラット35（S）	5年	1.0%

③ 募集期間 … 平成25年4月5日～平成26年1月31日

ただし、申込数が募集戸数に達した場合はその時点で終了し、達しない場合はこの期間を延長する場合があります。

④ 募集戸数 … 500戸

⑤ 受付方法 … 原則先着順

⑥ 住宅ローン契約締結期限 … 平成26年3月31日

住宅ローンの契約を締結する前に、交付決定を受ける必要があります。

● 利子補給の対象となる住宅

対象住宅が3つになり、支援対象が拡大されます！

対象住宅	県産木材の使用	耐久性基準	省エネ基準	省エネ機器の設置	耐雪基準
県産木材型	○(70%)	○	○	—	—
省エネ機器設置型	○(50%)	○	○	○	—
耐雪型	○(50%)	○	○	—	○

対象住宅の基準

① 県産木材

「**「やまがたの木」認証制度**」等により産地証明された木材など
 県産木材の必要量(m³) = 住宅の延べ面積(m²) × 0.1 × 0.7(※0.5)
 ※省エネ機器設置型、耐雪型は0.5



② 耐久性基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「日本住宅性能表示基準」における「**劣化対策等級**」の「**等級3**」の基準

③ 省エネ基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「日本住宅性能表示基準」における「**省エネルギー対策等級**」の「**等級4**」の基準

④ 省エネ機器の設置

高効率給湯器（エコキュート、エコウィル、エコジョーズ、エコフィール、エネファーム）、ペレットストーブ、薪ストーブ、太陽光発電

⑤ 耐雪基準

特別豪雪地帯において**積雪量2メートル**（豪雪地帯の場合は**1.5メートル**）の荷重に対して安全であること

※1 「耐久性基準」が「劣化対策等級」の「等級3」に変更になります。

※2 「省エネ基準」がH4省エネ基準以上から「省エネルギー対策等級」の「等級4」に変更になります。

● 手続きの流れ

